

「原子力災害発生時等の広域避難者受入計画」の概要

「原子力災害発生時等の広域避難者受入計画」とは

原子力災害が発生した場合、松山市は、愛媛県広域避難計画に基づき、大洲市と八幡浜市から、最大約7万1千人の避難住民を受け入れることにしており、大洲市と八幡浜市の避難住民を迅速かつ円滑に受け入れるため、必要な体制や手順等を定めた計画で、「松山市地域防災計画(地震災害対策編)」の下部計画として位置付けます。

計画策定の背景・目的

平成25年2月に「愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)」が修正され、伊方発電所から概ね30キロメートル圏の重点7市町を除く「県下市町(避難先市町)」の役割として、「原子力災害発生時における広域避難者の受入計画」を策定することが明記されました。

また、平成25年6月に策定された「愛媛県広域避難計画」により、松山市は、大洲市と八幡浜市の避難住民の第1受入候補先に指定されました。

そこで、松山市においても、「愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)」や「愛媛県広域避難計画」に基づき、この計画を策定するものです。

計画の構成

第1章 総則	第2章 原子力災害対策の枠組み	第3章 広域避難者の受入れ支援
計画策定の背景や目的、位置付けなど	原子力災害対策重点区域や原子力災害発生時等の対応体制、防護措置を実施する基準など	原子力災害発生時等に松山市が担う広域避難者の受入れ支援に関する事項など

計画の適用

この計画は、「愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)」及び「愛媛県広域避難計画」に基づき、愛媛県又は大洲市・八幡浜市からの要請を受け、松山市が大洲市・八幡浜市の広域避難者を受け入れる場合に適用します。

なお、松山市に地震等による被害がある場合には、可能な範囲で広域避難者の受入れに協力することとしますが、大規模な地震等により松山市も甚大な被害を受け、受入れが困難となった場合は、愛媛県に二次避難先の調整を要請します。

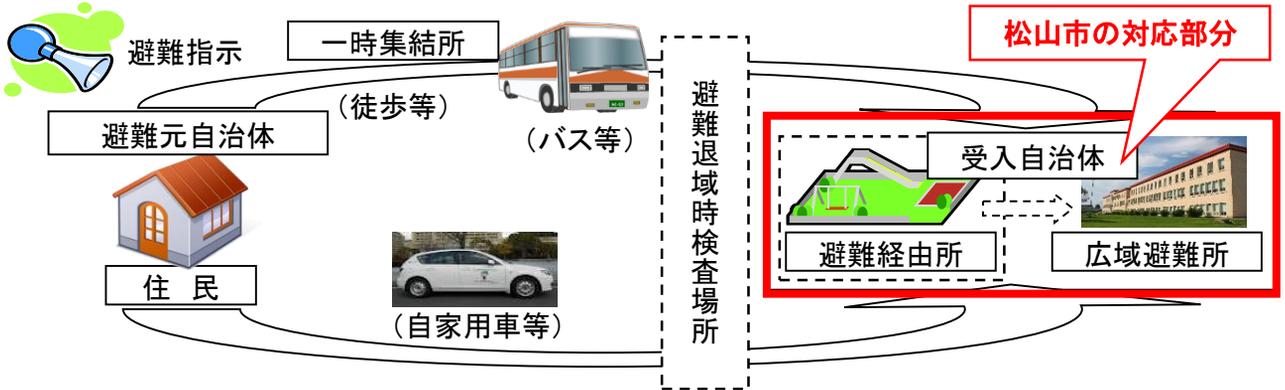
受入予定者数

避難元自治体	受入予定世帯数	人口 (受入予定者数)	うち在宅の避難行動要支援者数
大洲市	15,839世帯	35,516人	1,620人
八幡浜市	16,547世帯	35,643人	3,508人
計	32,386世帯	71,159人	5,128人

(平成28年4月1日現在)

原子力災害発生時等の広域避難者受入計画の概要

広域避難の流れ



- ※1 避難退域時検査場所は、放射性物質が放出された後に避難等を開始した場合に必要なもので、県内の主要避難ルートに複数箇所設置して、避難退域時検査を行い、必要があれば、簡易除染等を行います。
- ※2 避難経由所とは、避難先の振分け等のため、受入自治体の判断により設置するもので、必須のものではありません。(※松山市の場合は、避難経由所を必ず設置することになっています。)

受入施設

施設種別	開設場所
避難経由所	愛媛県総合運動公園(松山市上野町乙46番地)
広域避難所	松山市内の県有施設(計32施設)

※障がいの程度や体力、病状等の状況から判断し、広域避難所内での生活が困難な広域避難者については、必要に応じて、福祉避難所等の適切な施設へ移送を行います。

松山市が担う役割

松山市は、愛媛県又は大洲市・八幡浜市から広域避難者の受入れ要請があった時から、松山市への避難等が完了し、大洲市・八幡浜市へ広域避難所等の運営を移管するまでの間を目途として、次の役割を担います。

- ・愛媛県及び大洲市・八幡浜市からの情報収集
- ・広域避難者の受入れ可否の判断および決定
- ・避難経由所、広域避難所等の開設・運営等
- ・支援物資の調達・配布
- ・その他必要な受入れ支援業務

計画のポイント

- ◆ 松山市へ避難等をする広域避難者を円滑に受け入れるため、広域避難者が一旦立ち寄る場所として、「避難経由所」を開設します。
- ◆ 複合災害時の松山市民等の避難場所を確保するため、愛媛県広域避難計画に挙げられた避難先候補施設のうち、松山市内にある県有施設を広域避難所として活用します。
- ◆ スムーズな受入れが行えるよう、大洲市・八幡浜市の地区割りの地図を明記するとともに、行政区単位での避難元住民の避難先施設への割振りを一覧表にまとめています。
- ◆ 避難開始直後からできるだけ早期に、広域避難所へ大洲市・八幡浜市の職員を派遣してもらい、松山市から大洲市・八幡浜市へ広域避難所等の運営を移管します。